

●タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案

タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の一層の適正化を図るため、指定地域制度を利用者の利便のほか輸送の安全を確保するためのものに改め、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直し及び講習制度の創設を行う等所要の措置を講ずる。

タクシー事業の状況

輸送の安全

- 運転者に起因する重大事故や過労運転の件数の増加



利用者利便

- 乗車拒否、地理不案内、運賃不正收受等の苦情件数の増加



特に流し営業中心の地域において輸送の安全性・利用者の利便性の低下が懸念される状況

輸送の安全及び利用者の利便の向上、公正な競争の確保に向けた取り組み

事業者に対する措置

- 原則、無通告による監査実施、新規事業者への早期監査等の監査の充実(平成18年2月～)
- 酒気帯び等の悪質違反に対する行政処分の厳格化(平成18年8月～)
- 合同監査・監督の実施、相互通報制度の拡充など厚労省との連携強化(平成18年4月～)

運転者に対する措置

タクシー業務適正化特別措置法の改正

タクシー運転者の登録を行う指定地域制度の見直し

■指定地域の要件に、利用者利便に加え輸送の安全の観点を追加■

【現行指定地域】
東京、大阪



【改正後指定地域(イメージ)】

東京、大阪、
その他流し営業中心地域
(主な政令指定都市等)



タクシー運転者の登録制度の見直し

■運転者登録制度に、利用者利便に加え輸送の安全の観点を追加■

○登録要件の見直し

【現行】二種免許の保有等が必要



【改正後】輸送の安全、利用者利便に関する講習の修了を追加

○登録の取消要件の見直し

【現行】法令違反行為や著しく不適当な行為をしたとき等
(乗車拒否、運賃の不正收受、悪質な客引き等)



【改正後】一定の重大事故(死傷者事故等)を引き起こしたときを追加

○登録運転者の講習受講命令制度の創設(業務の改善が必要な運転者に講習の受講を命令)

タクシー事業の業務の適正化、輸送の安全・利用者利便の確実な確保

タクシー事業の状況

■新規参入の状況(法人)

○ 改正道路運送法施行後4年間において、477社、17,729台の新規参入許可申請等。

平成14年1月末(規制緩和前)
事業者数：6,828社
車両数：205,553台

事業者数：+7.0%
車両数：+8.6%

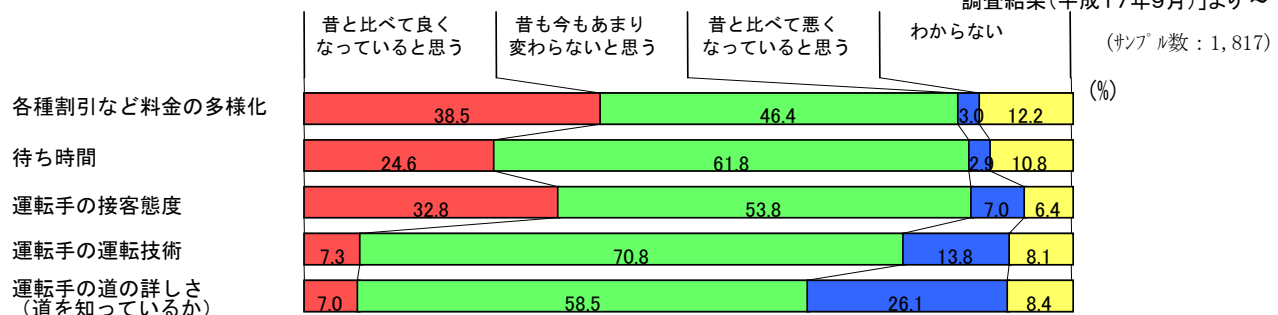
平成18年1月末(規制緩和後)
事業者数：7,305社
車両数：223,282台

■タクシーに関する利用者意識

○ 利用者の意識としては、運賃、待ち時間、接客態度については、規制緩和前より良くなっていると感じている。一方、道の詳しさ、運転技術については、悪くなっているという結果となった。

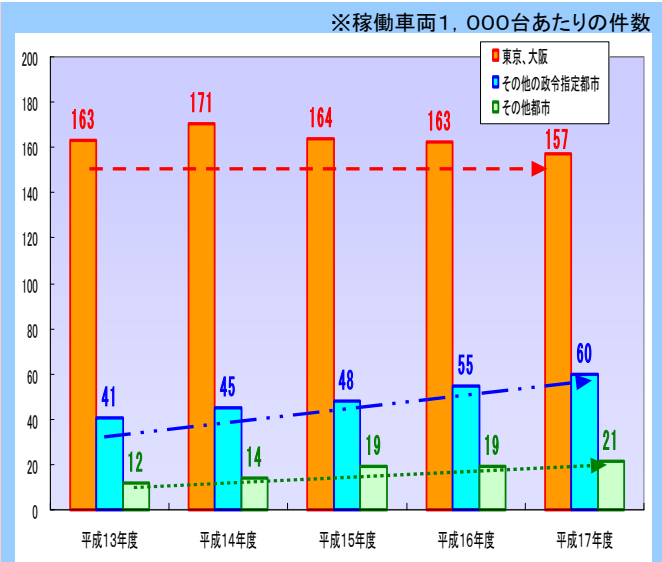
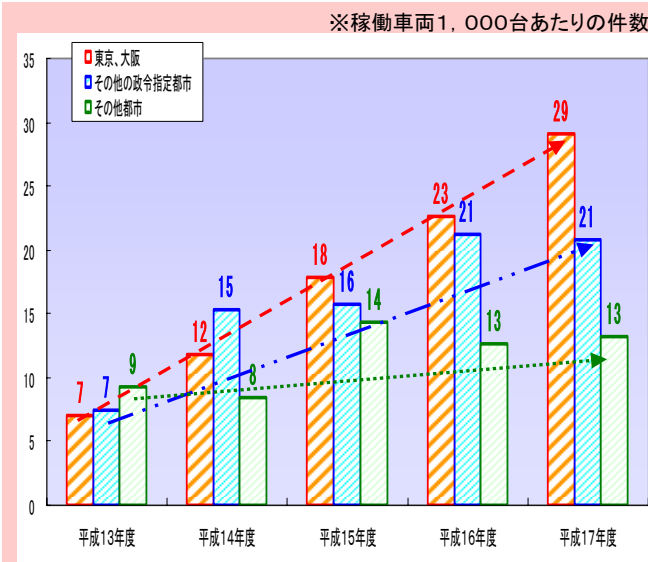
Q 昔(3年より前)と現在のタクシーの状況比較【タクシー利用者】

～「タクシー事業における安全管理に関する調査結果(平成17年9月)」より～



■運転者起因重大事故、過労運転件数

■苦情件数(乗車拒否、地理不案内、運賃不正收受等)



(参考)特定指定地域(東京・大阪)におけるその他のタクシー運転者に対する措置(改正なし)

○適正化業務の実施

- ・ タクシー事業者からの負担金により**適正化事業実施機関**(タクシーセンター)が**適正化業務**(運転者の指導、苦情処理等)を実施

○地理試験の合格

- ・ 運転者の登録に**地理試験の合格**(又は一定の運転経歴)が必要